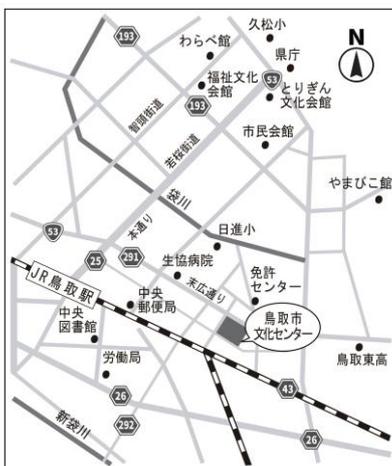


文化活動ブース利用団体募集について

この文化活動ブースは、文化活動の推進に資する公益的な活動を一定期間継続的に行う団体等が利用できる有料ブースです。

- 1 募集ブース数 2ブース
- 2 募集ブース名 文化活動ブース③、⑦
- 3 募集概要 別紙1のとおり
- 4 資格団体 文化芸術の推進に資する公益的な活動を継続的に行う見込みがある団体。
- 5 選考方法 応募された団体の申込書を書類審査のうえ、利用団体を選定します。
- 6 申込方法 別紙様式第1号の「文化センター文化活動ブース利用申込書(新規用)」に必要事項を明記し、電子メール、郵送または持参のいずれかで提出してください。
- 7 募集期間 応募があり次第締切となりますので、鳥取市文化センターまでご確認ください。
- 8 申込先 鳥取市文化センター 1階 総合受付
(鳥取市吉方温泉三丁目701番地)
- 9 ブース見学 ブース見学を希望する団体は、事前に連絡をお願いします。



【問い合わせ先】

鳥取市文化センター (担当：松本・山崎)

〒680-0841

鳥取市吉方温泉三丁目701番地

電話：0857-27-5181

ファクシミリ：0857-27-5154

E-mail: bunka@tottori-shinkokukai.or.jp

文化活動ブース利用団体募集要項

1 文化活動ブースの設置目的

文化芸術の推進を目的として、公益的な活動を継続的に行う団体の活動をサポートするため。

2 利用料金

- (1) 利用料金は、月額10,000円（電気代込）です。
- (2) 利用期間が1月に満たない場合又はその期間に1月未満の端数がある場合は、日割り計算で算出した額を返還します。
(鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条第3項に規定)

3 規 模

1ブースあたりの面積は約8㎡で、四方が仕切られた個室で専用の事務室として利用できます。(図面は次頁を参照してください。)

4 設 備

- (1) ミーティング用テーブル 1脚
- (2) 椅子 4脚

5 選考方法

活動の公益性、活動の自主性、活動の継続性・計画性、活動の将来性・発展性、活動の意欲・熱意について、提出された申込書を書類審査して決定いたします。(活動の公益性とは、市民が営利を目的とせず自発的に行う公益性のある活動をいいます。)
選考には1か月程度の時間を要します。

6 利用期間

令和7年6月1日から令和10年3月31日までの期間内

注 本来ブース利用期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間。3年ごとに募集をいたします。

7 利用の禁止事項

文化活動ブースは、以下に該当するときは利用の許可をしないものとします。

- (1) 法令に反する行為。
- (2) 利用団体又は第三者を誹謗、中傷する行為。
- (3) 利用団体又は第三者に不利益を与える行為。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する行為。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する行為。
- (6) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに対する行為。
- (7) 文化活動ブースの管理上支障があると認めるとき。

- (8) 鳥取市文化センターの運営を妨害する行為。
- (9) もっぱら営利を目的とする行為。
- (10) その他、鳥取市文化センターが不相当と判断する行為。

8 施設、設備、器具等のき損

文化活動ブースの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、様式第4号により鳥取市文化センターに届け出たうえ、実費相当額を弁償していただきます。

9 免責

- (1) 指定管理者は、利用団体の活動等に起因して生じた損害に対して、一切の保証責任を負わないものとします。
- (2) 利用団体と他の利用団体あるいは第三者と紛争が生じた場合は、利用団体は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとします。

10 文化活動ブース図面

